

## 令和2年7月大山町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月20日 月曜日 午前9時10分から午前11時08分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員 (15人)

### [仮議席]

|    |    |       |     |       |
|----|----|-------|-----|-------|
| 委員 | 1番 | 石原 文義 | 8番  | 高見 利洋 |
|    | 2番 | 江原 宏昭 | 9番  | 高虫 秀樹 |
|    | 3番 | 遠藤 幸子 | 10番 | 日野 浩一 |
|    | 4番 | 岡田 龍男 | 11番 | 藤本 康央 |
|    | 5番 | 奥田 国雄 | 12番 | 前田 繁昌 |
|    | 6番 | 尾古 礼隆 | 13番 | 矢田 考志 |
|    | 7番 | 小谷 恵  | 14番 | 山下 一郎 |
|    |    |       | 15番 | 米澤 誠一 |

### [本議席]

|    |     |       |     |       |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 会長 | 15番 | 米澤 誠一 |     |       |
| 委員 | 1番  | 前田 繁昌 | 8番  | 矢田 考志 |
|    | 2番  | 石原 文義 | 9番  | 遠藤 幸子 |
|    | 3番  | 高虫 秀樹 | 10番 | 高見 利洋 |
|    | 4番  | 山下 一郎 | 11番 | 岡田 龍男 |
|    | 5番  | 尾古 礼隆 | 12番 | 奥田 国雄 |
|    | 6番  | 藤本 康央 | 13番 | 日野 浩一 |
|    | 7番  | 小谷 恵  | 14番 | 江原 宏昭 |

- 4 議事録署名委員の決定 (2(仮1)番 石原 文義、14番(仮2)番 江原 宏昭)

- 5 議事日程

- 議案第1号 会長の互選について
- 議案第2号 会長職務代理の互選について
- 議案第3号 議席の決定について
- 議案第4号 鳥取県農業会議委員の指名について
- 議案第5号 農地利用最適化推進委員の選任について

- 6 その他

- (1) 定例農業委員会の開催日程について
- (2) 定例会前現地確認について
- (3) 農地部会、農政部会の委員並びに部長・副部長の選出について
- (4) 各地区担い手育成担当の選出について
- (5) 農業委員会だよりの編集委員並びに委員長・副委員長の選出について
- (6) 各地区農業者年金加入推進部長の選出について

(7) 各地区代表者の選出について

(8) その他

7 農業委員会事務局職員

局長 諸遊剛史

主幹 齋木貴敬

主事 道祖貴文

事務補助員 山根江利子

事務補助員 日野尚実

## 8 会議の概要

事務局 それでは只今から、大山町農業委員会総会のほうを始めさせていただきたいと思います。「農業委員会等に関する法律第27条第1項」の規定により「農業委員会の改選後の最初の総会は町長が招集する」ということになっております。町長の開会挨拶で始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

町長 皆さん、改めましておはようございます。

本日は大変お忙しい中、大山町農業委員会初総会、そして辞令交付式にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

前期から引き続いて農業委員さんをやっていただける方、そしてこの度新しく農業委員になられた方、皆さんに於かれましては日頃から大山町農業の発展のためにご尽力をいただいておりますことを、心から感謝申し上げたいと思います。

ご承知の方もあろうかと思いますけれども、4年前の平成28年、農業委員会法が約60年ぶりに改正をされました。これはもう、大幅な改正でございました。その際に農業委員の数を半分にするとともに、農地利用最適化推進委員というものが新しく出来たり、また中立委員というものが出来たり、様々制度が変わってきたところでございます。その中でも、努力目標にありましたが、男女比率ですか年齢構成の比率、こういったところもバランス良くなるようにというような努力義務も課されたところでございます。その中、3年前に新しい制度で第1期の農業委員会がスタートしたわけですけれども、今回が新しい制度での2期目ということになります。

大山町では約4,060ヘクタールの農地がございますけれども、これは県下では鳥取市に次いで2番目に大きい面積でございます。この内、農地の集積化、これが約1,600ヘクタールで集積率が41.3パーセントというところで、全国的にも鳥取県は農地の集積がかなり進んでいる地域でありますけれども、大山町でもまだまだこれを伸ばしていく余地はあるかというふうに思っております。

これから3年間、農業委員会の皆さんにお力を頂きまして、農地利用の最適化、そして大山町農業の更なる発展をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手)

事務局 ありがとうございました。

ここで、今日の日程を簡単に説明させていただきたいと思います。

まず初総会が今からですけども、昼前まで掛かるかと思います。午後1時15分から、今度は推進委員さんとの合同会議ということで、3時半か4時頃には終わるのかなというふうに、ちょっと長時間になりますけどもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは日程のレジメをはぐっていただきまして、表紙の裏の日程ですけども、

3番目の農業委員の自己紹介、事務局職員紹介ということで、まず農業委員さんのはうから、あいうえお順に座っていただいておりますので順番に仮1番さんのほうからですね、出身集落なり、営農作目なり、農業委員会のもし経歴がありましたらそういった辺りを簡単に自己紹介いただければと思いますのでよろしくお願ひします。マスクを着けたままで、お願ひしたいと思います。

(委員、事務局の自己紹介)

- 
- 事務局 それでは日程の4番目に移りたいと思います。
- 仮議長の選出ということで、仮議長の選出につきましては、地方自治法第107条を準用して、最年長の委員さんに仮議長をしていただきたいということとしております。最年長がですね、仮10番委員さんでございますので、仮10番委員さんにお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。
- (拍手)
- それでは仮議長が決まりましたので、町長はここで次の予定がありますので退席をされます。どうも、ありがとうございました。
- (町長、退室)
- 仮議長 それでは指名がございましたので、仮議長を務めさせていただきます。では、座させていただきます。
- 挨拶ということでございますけども、3年間の大山町農業振興の旗振り役、リーダーを務める会長を決める大事な会でございます。スムーズな議事進行にご協力をお願ひいたします。
- 続きまして、本日の総会には15名の委員のうち全員出席の15名ということで「大山町農業委員会会議規則第5条」の規定による過半数の出席を満たしておりますので、本日の総会が成立することを宣言いたします。
- 続きまして、議事録署名委員を決定したいと思います。議長の指名で2名選出したいと思いますがよろしいでしょうか。
- (拍手)
- はい、ありがとうございます。
- それでは、仮1番委員さん、仮2番委員さんにお願いをいたします。よろしくお願ひします。

- 
- 仮議長 続きまして、6番目の議題に移りたいと思います。
- 議案第1号の「会長の互選について」を議題といたします。最初に選出方法につきまして、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。座って失礼いたします。
- 会長の互選につきましてですけれども、大山町農業委員会規則第2条第1項、このレジメの資料の資料③、右肩に数字が書いてありますが、4ページ目に書いてありますが第2条第1項ですが「会長及び会長職務代理者の互選は、委員の無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。」と。また、

同じ第2条第2項で、「委員中に異議のないときは、指名推薦の方法を用いることができる。」というふうに規定されております。選挙を行う場合はですね、事前に立候補者を募りまして、候補者を限定して選挙する方法と、もう一つは立候補によらずに委員全員を対象として選挙する方法もあります。ただ後者の場合はですね、本人の意思に関係なく選出されることが想定されますので、これまでの選出の仕方はですね、まず立候補していただきまして、その方の中から投票によって選出する方法が採られております。なお、立候補者が1名だった場合は無投票当選となります。以上でございます。

仮議長

只今、事務局から選出方法について説明がありました。最初に会長の選出方法についてお諮りいたします。説明のとおりです。委員の中から立候補者を募り、選挙によって選出する方法を探りたいと考えますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、ありがとうございます。異議なしと認めまして、会長の選出方法につきましては立候補者の中から選挙によって選出することと決定をいたしました。会長の立候補は全ての委員にその資格があることになりますが、ここで、会長の職務の概要を事務局から説明いただき、その上で会長選挙に移っていきたいと思います。事務局、お願ひします。

事務局

はい、失礼します。それでは会長の職務について、若干概要を説明させていただきたいと思います。

今日のレジメの資料の④、12ページをご覧いただきたいと思います。

ここに書いてありますように、県の農業会議の関係の委員を務めていただく必要があります。それから西部地区の農業委員会の委員、それから町の関係で、農林水産課の関係で、農林水産振興審議会ですとか再生協議会ですとか、こういったところの会長なり副会長なり、現在は務められておりましたけども、それから、営農協議会ですとかも委員を務める必要がありますし、ただですね、それ以外の審査会ですとか色々ありますけれども、余りにも会長の職が重いということで、分散するということで、職務代理なり、農地部長、農政部長なりに代理出席をいただいているということとしております。

大体、会長の職務につきましては以上ですが、これ以外にも、その都度、会議等、色んな場面で挨拶いただいたりとかっていうことを依頼がありますので、その辺をご承知おきいただきたいと思います。以上でございます。

仮議長

はい。只今、事務局から職務についての説明がありました。会長という職務は相当の重責だと考えますが、立候補される方はこれらの兼職業務も含めて判断していただきますようお願いをいたします。

ここまで説明に対してご質問、ご意見はありますでしょうか。ございませんか。

なければ立候補の方法、選挙の方法について、再度、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。まず立候補につきましては、立候補したい委員が挙手によって意思を表明していただきまして、立候補者が1名の場合は無投票当選となります。

複数の立候補があった場合は、それぞれの候補者が会長職への思いの一端を所信表明していただきまして、そのあと投票により選挙する方法をご提案いたします。その際にですね、例えば2名の方が手が挙がってですね、1名の方に決まったと。この後、職務代理を決めていただくんすけども会長の後に。職務代理の方は、その手を挙げた方が、会長の職に手を挙げて当選されなかつた方がなるのではなくて、また職務代理は改めて皆さん平等になると、機会があるということでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

仮議長 非常に手順が中々複雑でございますけど、今、事務局のほうから提案がありました。

それでは、只今より会長の立候補者を募ります。立候補される方は挙手をお願いいたします。

(仮15番委員、挙手)

はい。他にはございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは仮15番委員さんからの立候補の表明がありました。

再度、ございませんでしょうか。他には、ございませんか。

お諮りをいたします。立候補者が1名でしたので、仮15番委員さんを無投票により、当選人として決定してよろしいでしょうか。

(拍手)

はい。ありがとうございます。

異議なしと認めますので、仮15番委員さんが大山町農業委員会の会長に決定いたしました。大変な重責ですが、今後3年間よろしくお願ひいたします。

ここで新会長の就任の挨拶をお願いいたします。

また、会長が決まりましたので、仮議長を退任させていただき、議長を新会長と交代をいたします。

(議長交代)

議長 おはようございます。改めて挨拶とさせていただきますが、前のときも、前回っていうか、新しく農業委員会が改選になってから1期務めましてですね、中々難しいなと。

出てみると常によその地区は、非常に何期もしておられて、大山町の場合は1期毎で3年毎に変わっておりまして、出てみると話が通じない。鳥取県の中で取り残されたような発言をすると、そういう事は済んだことではないかなというようなことがありましたですね、やはり、もう1期出てですね、ちゃんとした鳥取県の中の流れ、西部の中の流れというものを把握しながら、一つの農業政策を、国の方に申していくということを痛感いたしまして、もう1期やるということできてきたわけでございますので、一つ皆さんの協力の程よろしくお願ひいたします。

(拍手)

それでは、今後の流れをちょっと決めて事務局がしますので、ちょっと5分間ぐらい休憩いたしますので、45分になつたらですね、またここに集まつていただくという形で、一つ協力の程よろしくお願ひいたします。

(会議中断、協議中)

議長

時間になりましたので、開会いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは項目に従っていきますので、議案第2号の会長職務代理の互選について、お諮りをしたいと思います。

色々とルールがございますけども、会長を決めたと同じルールでいきたいと思いますので、それで良いでしょうか。

良いというような発言がございますので、そういう形で立候補制で皆で決を採るという形でいきたいと思いますので、職務代理の立候補される方は挙手をもってお願ひいたします。

(仮2番委員、挙手)

1名の方が立候補されまして、仮2番さんが立候補されました。これについて、皆さんご意見なりありますか。

他ありますか。まだ立候補したいという人はございますか。

ないようですので、賛成の方については挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、職務代理は、仮2番さんに決定させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

(拍手)

それでは、ちょっとここで挨拶を兼ねてお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

仮2番委員 失礼します。皆さんの要望によりまして、会長代理をやることになりました□□です。色々と1期ですけども農業委員会をさせてもらいまして、会長の思いをひしひしと感じる部分がかなりありました。特に、そういうこともあります、ぜひ、会長の応援、また職務を全うしたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

(拍手)

議長

それでは恒例でございますが、この席順、順番をですね、議席の場所をですね、ちょっと事務局のほうに、細かい説明がありますので事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議席の決定につきましてですが、まずですね、今はあいうえお順で並んで座っていただいてますけども、この順番で、まずくじを引いていただいて仮抽選します。要はくじを引く順番を決めていただくと。その後その順番で、本選、くじを引いていただいて、議席を決定していただきたいと思います。

職務代理の方は、14番、最後の14番の議席で、会長は議長席ということで、固定で前回もさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここから1からすると、ステージ側が14番というような形になります。以上でございます。

議長 それでは事務局のほうが回ってきますのでくじを引いてやってください。今のやり方で問題ないんでしょうか。恒例でございますので、一つよろしくお願いいたします。

(仮抽選、本抽選)

～議席順の朗読～

(席移動)

---

議長 それでは議案第4号、鳥取県農業会議委員の指名について、事務局からご説明がございますのでよろしくお願ひいたします。

事務局 はい。鳥取農業会議の委員の選出についてですけれども、鳥取県農業会議の会議規則の中で、「会議の委員は、農業委員会の会長とすると。ただし、会長が農業委員会の意見を聴いて、委員のうちから会議の委員となるべき者1人を指名するときはその者とする。」という規定があります。

実際には県内全ての市町村が、会長が委員となって職務を遂行されておりますので、会長以外が出ているところは一つもないというふうに伺っております。つまり、会長にこれまでどおり出ていただくな、それとも、それ以外の方に出ていただくなということを諮っていただくということでございます。

議長 今、事務局のほうがご説明ございましたが、これについて何かご意見ございますでしょうか。

2番委員 会長が良いと思います。

7番委員 会長でお願いします。

会長 他にございませんか。

ないようですので、これまでどおり会長が出ていくという形で、県下一斉、どこもそういう形でやっておりますので、会長が兼務するという形で行うということで賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

---

議長 それでは議案第5号でございますが、農地利用最適化推進委員の選任について、でございますが、ページはですね、ずっとはぐっていただいてですね、3ページで真ん中辺でございますが、ちょっと見ておいてください。これについてちょっと、名簿見ていただいてですね。分かりましたかいな、名簿が書いてあるところが。開いていただいて、この方が推進委員であるという形になりますので、これ一括してですね、1人わてこの人はどうかということでなしに、一括してですね、これについて何かご質問があつたりとか、あれば聞いてですね、なければ賛成だ

という形で、結局農業委員さんが指名するのが私たちの仕事でございますので、農業委員会が推進委員を推薦して委嘱しますよという形になりますので。各地区から5名ずつ出いていただいているということでございます。

これは一括して行いますので、これについて賛成の方は挙手をもってお願いいいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので承認をしましたので、この方が推進委員になるという形で、午後に委嘱をいたしますのでよろしくお願いいいたします。

---

議長 その他についてですが、ちょっと事務局のほうがご説明ございますので、ちょっと事務局のほうからご説明をお願いします。

まず初めにですね、定例農業委員会の開催等についてと、定例会前現地確認についてを、事務局がご説明いたしますのでよろしくお願いいいたします。

事務局 はい。失礼します。

まず（1）定例農業委員会の開催日等についてですけれども、開催日につきましては、これまで毎月10日前後、10日を基準として、土日になった場合はその前後にしておりました。毎月20日過ぎに、県の農業会議主催の常設審議委員会で転用関係等が審議されるということで、この10日を基準として今までどおりお願いしたいということでございます。

それからですね、開催時間につきましてですけれども、今まで、午後3時からを基本として開いております。この日の午前中に、その定例会に挙がる議案の現地確認をだいたい朝9時から3名の方に、各地区1名で3名の方にしていただいております。こういった形で午前中現地確認で、午後3時から定例会ということで、これまでどおりよろしいかどうか、またご意見をいただきたいと思います。

あともう一つですね、場所ですけれども、3年前までは持ち回りで中山、名和、大山ということで1年ごとに変えておりましたけれども、3年前から、この場所に固定をしております。やっぱりどうしてもですね、事務局が中山にあるということで、いろんな段取り等、こちらがいいということで3年前から、ここに固定しておりますけれども、引き続きここでよろしいかどうかご意見をいただきたいと思います。以上でございます。

議長 今、事務局のほうからご説明ございましたが、まず、場所についてでございますが、日にちですな、基準としては10日という形で、何十年もやってきたわけとして、これについてはどうでしょうかいな。

(異議なしとの声あり)

異議なしといいうようなことでございますので、10日でやるということで決定をさせていただきます。

開催する時間についてはどうでしょうかいな。3時からでいいでしょうか。いや、変えてごせ時間をっていう話があれば。

(10番委員、挙手)

はい。

10番委員 3時からやって終わるんですか。

議長 はい。大体、2時間程度で終了いたしますので、それで協議事項は審査の内容は終了いたします。

それで、そのあとにですね、特別、町長が言いましたように、ちょっと意見交換会しますよということの場合にはですね、時間変更を検討してやるとかっていうようなことを特別の場合はですね、やるという形で行っています。

良いでしょうか。

10番委員 はい。

議長 他に聞くべきことは聞いておいて、どげなかいなって事が後からないようにお願いできればということで、初めのうちは新しい方がございますので、研修会をせないけんだけ、実際的には、議案以外にですね、その研修会をするということにおいての時間の変更の場合がありますよということも、初めのころはございますのでその辺はちょっと、研修会をするという形に、新しい方が結構おられますんで。そのためにちょっと時間を追加するということもございます。本来の審議する内容については、2時間程度で終了いたします。

3時で、良いですか。なら、3時で良いというようなことがあれば、挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員3時で良いということでございます。3時から開会する、定例会は3時から行いますよということにいたします。

それから現地確認の問題でございますが、現地確認は、各担当地域の方、それと、大体三つぐらいの中山、名和、大山というところの3名と、事務局とが大体出かけて行ってですね、現地を確認して、それを会の時にですね、定例会のときに、現地確認という形でご説明を願うということでございますので、これも必ず出席いただくという形になります。その方は約1日中かかるというようなことで、酷い時には飯食べる時間がないぐらい長い距離を、地域を回らないけん場合もございますので、その辺のご承知をお願いしたいと思います。

これについて、理解していただきましたでしょうか。

賛成については、挙手をもってお願ひいたします。

(全員賛成)

全員賛成でございますので、そういう形で、午前中にですね、現地確認という形で行いますのでよろしくお願ひします。

(4番委員、挙手)

はい。4番さん。

4番です。現地確認は何のためにされるんですか。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。毎月の定例会にですね、転用の案件ですか、所有権移転の案件ですか、非農地証明ですか、そういういた議案が挙がります。その議案に

ついて、実際に現地を確認して、適當かどうか。その案件がですね、委員さんに見ていただくと。定例会の際に、報告をいただくということで中山、名和、大山、各地区からお1人ずつ、当日の午前中に出でていただいて、現地を見てもらうということでございます。

4番委員 分かりました。

議長 前のことと言っちゃいけんですけども、やはり現場を見てないと、何だか、ちょっとこれ、農地になってないのに農地として扱ってね、売買とか色々なことがございますので、それを確認していただきとるというのがこれまでございましたので、やはりその辺の現地を見ないのでの確認はなかなかできないという部分が、これまで十分何遍もありましたので、それを理解していただくという形でございまので、協力の程よろしくお願ひいたします。

事務局 議長、場所は。

議長 場所についてはですね、事務局からご説明もございましたが3年間ここでずっとやってきたわけですが、回り順番で昔話はするといけませんけども、前は1年ごとに回り順番だったということがあります、ご意見があればちょっとお伺いしたいと思います。

旧大山の方ですね、いつも遠ていけんわいやって思われるのか。

それから結構、名和の場合は福祉センターが場所がとれないこともございますし、事前にちょっと事務局もこれまで難しいなという部分がございましたので、できたら、ここの改善センターを利用すると、事務局に近いし、書類がちょっと足らんかったときには、持ってきていただけるというようなこともありますし、どうでしょうか。皆さんのご意見をお願いしたいと思います。

(異議なし、との声あり)

ここで良いという、異議なしということがございますので、確認いたしますので、ここで良いという方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、こここの場所で行うということに決定いたしました。

議長 それでは(3)、(4)、(5)、(6)、(7)について、事務局から説明がございますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 次回の定例会の日程を。

議長 ちょっと事務局のほうから、次回の決定をしといてもらえんだろうかということでございますので、次回の日程と時間帯、それと場所については今確認しましたので、日にちを土、日になっちゃうのかどうかっていうことでちょっと、事務局の方に伝えましたので、説明がございますのでよろしくお願ひいたします。

事務局 はい。失礼します。

次回の定例農業委員会の、第1回目の日程ですが、8月10日が休日になりますので、11日、火曜日の午後1時半から。第1回目ですので、研修会を定例会の後にさせていただきたいと思っております。8月11日の午後1時半から、こちらの会場で。定例会後に研修会ということで、県庁からそれから県の農業会

議の方を講師に招いてですね、させていただきたいと思います。

その日の午前中の現地確認ですが、基本は9時としますけども、前回も件数が案件が多くてですね、8時半からしたんですけども、ちょっとまだ、まとめられてませんので、また別途通知をさせていただきたいと思います。その誰に出ていただくのかも、併せて事務局のほうで調整をして通知をさせていただきますので、各地区1名の方は、午前中もよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

次回は8月11日火曜日、午後1時30分から、改善センターで行いますので、また文書が来ますので、よろしく。それから議案が前にきますので、必ず調べてですね、どういう中身かをちょっと読んで見ていただきたいといつてですね、スムーズに流れますように、初めてその時に封筒を開けて見ないように、事前に開封していただいて中身を確認しておいてください。

コロナの関係で、短縮型でやっていますので、コロナがまんだ全員がですね、マスクをしておるということで、推進委員も集まると約30何人の者が来ますので、その中にスムーズな流れをするためにですね、案件をですね、確認して、事務局のほうでも説明は少々飛ばして行いますので、事前に見てないと、何だかいなという分からないよっていうことのないよう、事前に調べておいて、質問を速やかにしていただくという形で、コロナ問題がございますので、その辺を協力の程よろしくお願ひいたします。

議長

それでは次に入りますので、3番から7番まで、事務局が説明しますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

はい。失礼します。その他の(3)から(7)まで、ちょっと長くなりますけども、説明させていただきたいと思います。

まず(3)の農地部会、農政部会の委員並びに、部長、副部長の選出について資料の15ページをご覧いただきたいと思います。⑨ですけれども、これがこれまでの役員名簿でございます。この中の農地部と農政部、二つあります。皆さんに、どちらかに入っていただくということになります。

この役目といたしましては、総会のほうで、定例会のほうで決めるわけですけども、事前に集まっていただいて少人数でちょっと揉んだほうがいいなという議題があった場合に、必要に応じて集まっていただいております。

農地部の方は農地に関する関係について協議していただくという、それから農政部につきましては、主に、毎年ありますのが、農作業標準労働賃金協定表、これにつきまして審議をしていただいております。その他必要に応じて集まっていただくということになります。実績としましては年に1回ですとか、その程度、2回ぐらいとか、その年によって違いますけども、必要に応じて集まっていただくということになります。この部会員の選出方法ですけれども、会長と職務代理を除いていただきまして、会長と職務代理は両方に参加していただきますので除いていただいて、委員を半数に分けて各地区毎に集まっていただいて協議していただいて、半分ずつに分けていただいて決めていただくと。それぞれの部会に、その後に分かれていただいて、部長、副部長を選出していただくという作業が必

要になります。この部会なんですけども、3年間これまでずっと一緒になくてですね、半分、1年半経ったところで、ごつそり部を交代すると。農地部であった人が全て農政部に。農政部だった人が全て農地部に。両方を経験したほうがいいということで、そういった、半分で交代するように今まではしておりますがその辺についてちょっと、ご意見をいただきたいと思います。というのが、農地部、農政部になります。

この後、地区毎に分かれて協議いただきます。それから（4）ですけれども、各地区担い手育成担当の選出についてということですが、すみませんちょっと資料のほうが、議案のほうが（4）になってますけど、その次のページは（3）になつてちょっとすみません。各地区担い手の育成担当の選出についてですけども、これにつきましては前回から新たに設けておりまして、担い手の発掘ですか新規就農者への支援などを担当していただく。人・農地プラン等の取り組みもありますので、そういった意味でこの各地区から1名、選出をいただきたいと思います。

それから、次の農業委員会だよりの編集委員の選出、毎年、年1回発行しておりますけども全戸配布しております。各地区から1名を選出していただきます。これにつきましても、会長、職務代理は、自動的に編集委員になります。さらに、この後、午後に推進委員の方からも3名の参加を決めていただいて合計8名で構成しております。

それから次の農業者年金加入推進部長につきましても、各地区から1人ずつということで、農業者年金の加入推進という役割で、1人ずつ選出をしていただきたいと思います。

それから次の各地区代表者の選出ということで、これも各地区1人ずつ。これにつきましては、基本的には会長と職務代理は自動的に地区代表、これまでになつていただいております。今、名和地区、中山地区から1人ずつですので、あと大山地区から地区代表ということで選出をお願いしたいと思います。

一応この後ですね、地区毎に分かれていただいて、記入する用紙を渡しますので、協議選出していただいて、事務局のほうに報告をお願いしたいと思います。

そうですね、こういった決め方で良いかどうかかも含めまして、ご意見のほう、お願いしたいと思います。以上でございます。

議長

今、事務局のほうからご説明がございましたが、理解していただけましたでしょうか。何かご質問があれば。

ないようですので、各地区毎に分かれてですね、とりあえず農政部、農地部の選出をお願いしたいという形からスタートしてはどうかなと思いますので、決める各地区から出てくる、出す担当の部分がございますので、各地区からとりあえず分かれていただくという形で、そうしたほうが良いでないですか。ちょっと地域的に分かれてお願いしたいと思いますので、協力のほうよろしくお願ひいたします。

それではちょっと、各地区毎に分かれていただいてお願いします。中山地区の

方をこちらの壁側、名和地区は後ろ、それから窓側に大山、ということでお願いしたいと思います。

(会議中断、協議中)

議長 それでは決まりましたので、事務局のほうから説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。事務局、お願ひします。

事務局 はい。それでは協議の結果を発表いたします。

まず農地部ですが、メンバーがですね、中山から5番委員、10番委員、名和から3番委員、13番委員、大山から9番委員、6番委員、2番委員ですね。その中でですね、9番委員が農地部の部長さん、副部長は3番委員さん。

それから農政部のほうですが、中山から12番委員、4番委員、名和から1番委員、7番委員、大山から8番委員、11番委員。部長が1番委員、副部長が1番委員でございます。

それから担い手育成担当ですけども、中山から4番委員、名和から13番委員、大山から8番委員の3名でございます。

それから農業委員会だよりの編集委員ですけども、中山から13番委員、名和から3番委員、大山から2番委員。委員長がですね、2番委員、副委員長が12番委員でございます。

それから続きまして年金加入推進部長ですけども、中山から10番委員、名和から7番委員、大山から6番委員でございます。

それから最後に地区代表者ですけども、中山地区は14番委員さん、名和地区は15番委員、大山地区は9番委員、以上でございます。

また役員の名簿を作り直しまして、次の定例会で配布をさせていただきますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

今読み上げましたが、今度の定例会でですね、書類の中にちゃんとしたものを通してもらいますので、10日までにはそれがきちんとされたものが届きますので、自分が何に入ってるかを覚えといただければ良いかなと思っております。

そういうことですので、出来たら今の8月11日にですね、現地確認の名前も出来んかいな。今度に入れられるか。

現地確認委員につきましては、会長さんと職務代理、お二人を除いた委員さんで担っていただきますので、今日決まりましたので、ちょっとこれから急いで作りまして通知を差し上げたいと思いますので、ちょっと今日にはならないです。すみません。

今日にはならないそうでございますので、これも定例会のときに一緒に入ってきますので、確認をして、午前中にそれをしていただきますようにお願ひいたします。

その他についてでございますが、それをもって終了いたしますが駆け足できたわけですが、何かもうちょっと、このことをちょっと聞きときたいな、というよ

うなことがありましたらお願ひいたします。

(13番委員、挙手)

はい、13番さん。

13番委員 8月の相談日はいつですか。

議長 事務局のほうからご説明しますので、よろしくお願ひします。

事務局 午後の合同会議で説明させていただきますけども、17ページにこれまで通りの、月2回という形で載せておりますが、今までどおりの方法でやるかどうかを午後の会で協議をいただければというふうに思います。一応、予定表は作ってありますけども。

議長 17ページに書いてありますが、担当の日にちが書いてございますので見てやってください。これが今の相談日でございます。場所については、上に書いてある福祉センターなわどかですね、支所、ちょこちょこ変わる場合がございますけども、場所については防災無線なり何なりであると思いますので、よろしくお願ひいたします。

個人的な話で、ちょいちょい忘れることがございますので、ちゃんと忘れないように担当者が2人になっておりますので、情けないことに私も忘れとて欠席したことがございますので、ないように一つよろしくお願ひいたします。時間的にはですね、1時30分から3時までということでございますので、長時間でございませんので、協力の程よろしくお願ひいたします。

(7番委員、挙手)

はい、7番さん。

7番委員 7番です。事前配布されてた時間日程の紙に、今日午後から委員は1時15分からでいいように書いてあったんですけど、午後1時から交付式がありますが1時15分からで問題ないですか。

議長 はい、事務局。

事務局 すみません。通知のほうが間違いでして、午後1時から委嘱状交付式がありますので、これにも皆さん同席していただきたいと思いますので、すみませんが、よろしくお願ひします。

7番委員 分かりました。

議長 1時から推進委員の方が来られますので、農業委員の方も1時から出席していただくということでございますので、間違いないように、一つよろしくお願ひいたします。

(10番委員、挙手)

はい、どうぞ10番さん。

10番委員 農業委員相談室ってどこにあるんですか。

4番委員 10番さんの真後ろ。

10番委員 分かりました。

議長 それについても、推進委員を交えてですね、もう少し詳しく相談日のことも説明すると、事務局が言ってますのでよろしくお願ひします。

申し訳ございませんけども、これまでも、新旧の交代とかっていうことで、全体でこれまでも、町長交えたりして、懇親会までやったり、講演会やつとったわけですが、コロナの関係で集まって30何人が飲むことは相成らんということで、全ての飲み会を中止しております。この度もですね、新しい人が来られたけ、飲み会をしましょうとか、懇親会をしましょうということも、こういう事態でございますので、全体で集まってやるということは中止でいきたいなと思っておりますが、これについて皆さんどう思われますか。ちょっとご意見を聞いときたいなと思っておりますが。

これまでもですね、コロナの関係があつてですね、農業委員だけが集まって、推進委員さんを集めて話をすることを止めようやってということで、推進委員に2回欠席していただいて審議したことがございます。そうすると推進委員さんの声がございまして、「わしらちは、いらんもんか」ということを言われて、ただ名前が違うだけでございますので、るべきことは殆ど一緒に議決権があつて手挙げて、質問は自由にできます。議決権は農業委員さんのみが、手を挙げて賛成、反対ということができるということなんで。それから報酬も、どうするか決めておきたいなと。これまででは、推進委員も農業委員も同額でおつたということは、ちょっとまだ触れていないんで、これについても、事務局のほうがどういう考え方しとるのか、皆さんはどう思ってるのか、ちょっとできれば。

事務局

報酬につきましてはですね、今、農業委員さん、推進委員さん、同額になっております。これにつきましては条例で定められていたかと思いますので、一応、これまでどおり、なかなか変えるっていうことは、簡単にはいきませんので、これまでどおりの額ということで考えております。

役割につきましては、先程会長さん言われましたように、制度の趣旨、ここちょっと説明させていただこうかと思ってましたけども、制度の趣旨から言いますと、農業委員さんは定例会の議案等を審議していただいて、議決権もありますので全体的なところをやっていただくということがありますけど、推進委員さんは、現場活動を主にしていただくという制度に28年の制度改革になっておりますが、実際その制度どおりでいこうかと思いますと、推進委員さんがたくさんります。

3年前の色々な議論の中で、定数を変えないということの前提がありましたので、その中でやっていこうかと思うと、やっぱり農業委員さんにも現場の方、活動していただかないといけないということで、実際にやっていただくのは同じでございます。ただ、農業委員さんは議決権があるということで、実態としてはそういうことでございます。以上です。

議長

よその町については色々やり方がありますので、大山町としては、こういう方針でいくという形でいますので、その辺を理解して、よそと違うがなとか、よそがどうだという話でなくして、大山町農業委員会は、こういう形でやっていきましょうといってやってきたわけですが、これについて皆さんのご意見をもう一遍確認しといて。良いでしような、これで。

(13番委員、挙手)

13番さん。

13番委員 13番です。新任の方は初めてだと思いますけど、この黄色い農業委員会活動記録セットというのがありますと、この中にそれぞれ書いてあります。今の報酬のことについては、特に問題はないんですけど、異議はないんですけど。例えば、この活動をした場合に、半日した場合とか1日した場合とか、どういう場合に、何でいるんですか、手当みたいな形でされるのはあるのか、何が基準になっているのかというのは第1点と、それから、ちょっとこれはおかしな質問になるかもわかりませんが、私の、この3年間で、担い手がいないところで、色々話し合いを進めていきたいと思ってる地域の中で、例えば、そういう会合をするときに、地区によっては、公民館を使用する場合にはお金がかかるとか、あるいは、ちょっとしたお菓子とか飲み物とか、そういうものがある場合には、そういう実費っていうんですかね、そういうものは負担してもらえるのかどうか。その辺ちょっと細かいことになるんですけど、2点について確認をさせていただきたいなと思います。

議長 事務局どうでしょう。

事務局 はい、失礼します。ただいま2点質問いただきましたけども、まず1点目が費用弁償の基準についてですけども、確か2,600円だったと思いますけれども、これまでですね、農業相談日ですか、それから農地パトロールですか、そういうところにも出ていただいたときに、1回2,600円ということで出させていただいております。それ以外で現場等で色々活動していただいている程度も、予算的には定まった、毎年あるような、恒常的なものについてのみしかちょっと今のところ予算の方がついておりません。

それから2点目の、地域、集落での話し合い、担い手推進とか、農地利用集積等の話し合いの際の会場使用料、それから茶菓子代についてですけども、こういった予算も現時点ではちょっとありませんので、ちょっとこれにつきましてはちょっと今後、そういう補助事業等を検討していきたいというふうに考えます。以上でございます。

議長 13番さん、今の答弁について何か。

13番委員 はい、分かりました。

それからですね、ちょっと例えば、先程決まりました農政部長とか農地部長が出席されるプランの認定審査会であるとか、そういったところあたりにも出席された場合等にも、それは適用されないんでしょうか。会長とか職務代理は非常にたくさんあって、多少の手当てというか、それで何かやらになるみたいでけど。そうでない人が、そういう場合に出た場合、何でいるんですかね、時間を費やしておられて、参加されてまた帰られるということがありますけども、そういう場合も対象外でしょうか。

議長 はい。ただいまの質問ですけども、これは費用弁償がある会もあるようですが、ほとんどがないようとして、どうも以前、農林水産課のほうに要望はしているようですけども、今のところはちょっと予算がついてないということです。

議長

ざいます。また、ちょっと改めてちょっと要望をしていきたいというふうに考えております。

そういうことでございますので、結構、会長職をもらった分の大半は無くなります。結構、飲み会させられて、自己負担金が多くて、殆ど報酬はあんた方と同じぐらいになっちゃうんかなと。ただ出て喋って酒飲んで無くなるだけということだと思いますので、そんなに会長さんがね、プラスにならないと思いますので、自腹を持ってやるというのが、協力をお願いするしかちょっと手がないのか。そのために、ちょっと事務局のほうも一生懸命頑張って、協力を願うように申請されておるという形でございますので、よろしくお願ひするしかありませんな。ちょっとそういうことで良いでしょうか。

ちょっと当分の間、コロナが落ち着くまでは、懇親会とか親睦会ちゅうのはちょっと中止させていただきますので、一つ、その辺はご理解をお願いしたいと思います。やられたらちょっと公にしないで、ちょっとこそこそっとやるという形で、お願ひをしたいと。

農協関係も全て飲み会なし。それから会合もなし。文書決裁というようなことばっかりで、殆どあれでございますので、一つ、農業委員会の公の機関がですね、酒飲んで騒いでたらとんでもないことになりますので、その辺もひとつご理解をしていただきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

他に何かございませんでしょうか。

なければですね、今度は推進委員さんと一緒にになってですね、話をしますので、また、言っておきたいということがあれば一緒にになって話をお願ひしたいと思いますが、良いでしょうか。

はい。それでは以上を持ちましてですね、午前中のですね、農業委員会の総会を終了させていただきますので、どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

石原 文義

議事録署名委員

江原 宏昭

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。